

特定非営利活動法人 a trio 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 a trio という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、年齢、性別、障がいの有無その他の背景にかかわらず、すべての人が自らの可能性を活かし、多様な働き方及び生き方を選択できる地域社会の実現を目指し、キャリア形成、職業能力の開発、就労及び雇用に関する支援、障がい者その他就労に困難を抱える者への支援、企業及び地域における多様な人材の活躍に向けた支援並びに行政、企業、教育機関、福祉関係機関、非営利団体その他の関係機関との連携及び協働に関する事業を行い、地域社会及び経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第1項別表のうち次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) キャリア形成、職業選択、職業能力の開発、就労及び経済活動に関する相談、情報提供及び支援事業
- (2) キャリア形成、人材育成、職業能力開発、就労及び雇用等に関する研修会、講習会、セミナー等の企画及び運営事業
- (3) 障がい者雇用に取り組む事業主等に係る相談、助言、研修、コンサルティングその他の雇用管理に関する支援事業
- (4) 多様な人材の雇用及び多様な働き方の推進に関する調査、研究、企画、提案及び支援事業

- (5) 企業、行政、教育機関、福祉関係機関、非営利団体その他の関係機関との連携、協働及びネットワーク形成に関する事業
- (6) 地域課題の解決及び地域経済・地域社会の活性化に関する調査、研究、企画、提案及び事業の実施
- (7) 青少年その他の者を対象としたキャリア教育、起業教育及び社会参加に関する事業
- (8) 前各号に掲げる事業に関する情報発信、普及啓発及び人材育成事業
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、法上の社員とする。

(1) 議決権を持つ正会員

個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体

(2) 当法人の趣旨に賛同して経済的援助を行う個人または法人を賛助会員とする

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は別に定める会員規約に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金・会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局長及び職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会及び会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 役員の選任又は解任

2 総会は、以下の業務及び事務の議決を、理事その他の役員及び理事会に委任する。

- (1) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 会員規約の策定（入会金及び会費の額等）
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法に依る通知手段をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項、及び総会開催日に出席している正会員よりの、口頭又は書面により議決を求められた事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会における議決方法には、電磁的方法に依る決議を採用することができる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法に依る通知手段をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会に、監事を出席させることができる。

(権能)

第32条 理事会は、第23条2項で総会より委任された事項及びこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法に依る通知手段をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法に依る通知手段をもって、少なくとも3日前までに通知しな

ればならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項、及び理事会開催日に出席している理事或いは監事よりの、口頭又は書面により議決を求められた事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法に依る通知手段をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会が作成する。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2

以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は三重県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 三重県知事による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、三重県知事の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、三重県に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、三重県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第55条 この法人には、2人以内の顧問をおくことができる。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 山 口 友 美
副理事長 山 崎 慎 弥
理 事 鈴 木 征 浩
監 事 中 村 峰 穂

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、
成立の日から平成18年2月28日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、
設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から
平成17年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立により、任意団体 a trio の会員・事業及び一切の財産は、
この法人が包括的に承継する。
- 7 平成17年11月5日 第2条変更
- 8 平成22年2月27日 第2条、第5条、第6条、第8条、第9条、第13条、
第15条、第23条、第24条、第27条、第33条、第49条、を変更。第55条を追加。
- 9 平成25年4月1日 第47条変更
- 10 平成29年6月17日 第42条、第46条、第53条変更
- 11 平成29年8月28日 第15条、第23条、第49条変更

令和 8 年度事業計画書

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 a trio

1 事業実施の方針

当法人は、「三重県を幸せな仕事をする人でいっぱいにする」というミッションのもと、年齢、性別、障がいの有無その他の背景にかかわらず、一人ひとりが自らの可能性を活かし、多様な働き方及び生き方を選択できる地域社会の実現を目指す。令和 8 年度は、青少年等を対象としたキャリア教育、企業・教育機関等を対象とした人材育成、研修、セミナー及びコンサルティング事業並びに障がい者雇用に関する相談・助言等の支援事業を実施する。また、行政、企業、教育機関、福祉関係機関その他の関係機関との連携を図り、多様な人材がそれぞれの能力を活かして働くことのできる環境づくりを推進し、地域社会及び経済活動の活性化に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額 (千円)
青少年その他の者を対象としたキャリア教育、起業教育及び社会参加に関する事業	三重チャレ事業	R8 年 5 月～ R8 年 9 月	県内各地	4 人	三重県内の高校生等	50
青少年その他の者を対象としたキャリア教育、起業教育及び社会参加に関する事業	高校生等を対象としたキャリア教育推進事業	R8 年 4 月～ R9 年 3 月 (随時)	県内各地	4 人	相可高校等 約 200 人	500
キャリア形成、人材育成、職業能力開発、就労及び雇用等に関する研修会、講習会、セミナー等の企画及び運営事業	研修・セミナー・コンサルティング事業	R8 年 4 月～ R9 年 3 月 (随時)	県内外各地	2～3 人	企業・学校関係者等	6,000
障がい者雇用に取り組む事業主等に係る相談、助言、研修、コンサルティングその他の雇用管理に関する支援事業	障がい者雇用相談援助事業	R8 年 4 月～ R9 年 3 月 (随時)	県内各地	5 人	県内の企業及び障がい者等	1,200

※定款上、「その他の事業」は定めていないため、その他の事業の記載はありません。

令和9年度事業計画書

(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

特定非営利活動法人 a trio

1 事業実施の方針

当法人は、「三重県を幸せな仕事をする人でいっぱいにする」というミッションのもと、年齢、性別、障がいの有無その他の背景にかかわらず、一人ひとりが自らの可能性を活かし、多様な働き方及び生き方を選択できる地域社会の実現を目指す。令和9年度は、青少年等を対象としたキャリア教育、企業・教育機関等を対象とした人材育成、研修、セミナー及びコンサルティング事業並びに障がい者雇用に関する相談・助言等の支援事業を実施する。また、行政、企業、教育機関、福祉関係機関その他の関係機関との連携を図り、多様な人材がそれぞれの能力を活かして働くことのできる環境づくりを推進し、地域社会及び経済活動の活性化に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額 (千円)
青少年その他の者を対象としたキャリア教育、起業教育及び社会参加に関する事業	三重チャレ事業	R9年5月～ R9年9月	県内各地	4人	三重県内の高校生等	50
青少年その他の者を対象としたキャリア教育、起業教育及び社会参加に関する事業	高校生等を対象としたキャリア教育推進事業	R9年4月～ R10年3月(随時)	県内各地	4人	三重県内の高校生等 約500人	1,000
キャリア形成、人材育成、職業能力開発、就労及び雇用等に関する研修会、講習会、セミナー等の企画及び運営事業	研修・セミナー・ コンサルティング事業	R9年4月～ R10年3月(随時)	県内外各地	2～3人	企業・学校関係者等	6,000
障がい者雇用に取り組む事業主等に係る相談、助言、研修、コンサルティングその他の雇用管理に関する支援事業	障がい者雇用 相談援助事業	R9年4月～ R10年3月(随時)	県内各地	5人	県内の企業及び障がい者等	3,000

※定款上、「その他の事業」は定めていないため、その他の事業の記載はありません。

令和8年度 活動予算書
令和8年 4月 1日から 令和9 年 3月 31日まで
特定非営利活動法人
(単位:円)

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費		20,000	
特別会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
事業収益			
三重チャレ事業収益			
高校生等キャリア教育推進事業収益	500,000		
研修・セミナー・コンサルティング	6,000,000		
障がい者雇用相談援助事業収益	1,200,000	7,700,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			7,720,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,600,000		
法定福利費	45,000		
人件費計	2,645,000		
(2) その他経費			
外注費	1,000,000		
広告宣伝費	50,000		
旅費交通費	300,000		
消耗品費	210,000		
支払手数料	25,000		
専門家謝金	150,000		
その他経費	1,735,000		
事業費計		4,380,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	350,000		
修繕費	120,000		
水道光熱費	90,000		
諸会費	520,000		
車両燃料費	200,000		
地代家賃	800,000		
リース料	70,000		
保険料	10,000		
租税公課	850,000		
減価償却費	160,000		
雑費	200,000		
租税公課			
雑費			
その他経費計	3,370,000		
管理費計		3,370,000	
経常費用計			7,750,000
当期経常増減額			△ 30,000
III 経常外収益			
1. 経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 30,000
法人税等充当額			
税引後当期正味財産増減額			△ 30,000
前期繰越正味財産額			△ 2,439,135
次期繰越正味財産額			△ 2,469,135

令和9年度 活動予算書
令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで
特定非営利活動法人
(単位:円)

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費		20,000	
特別会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
事業収益			
三重チャレ事業収益	50,000		
高校生等キャリア教育推進事業収益	1,000,000		
研修・セミナー・コンサルティング事業収益	6,000,000		
障がい者雇用相談援助事業収益	3,000,000		
		10,050,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			10,070,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,000,000		
法定福利費	65,000		
人件費計	3,065,000		
(2) その他経費			
外注費	2,000,000		
広告宣伝費	100,000		
旅費交通費	800,000		
消耗品費	500,000		
支払手数料	25,000		
専門家謝金	150,000		
その他経費	3,575,000		
事業費計		6,640,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	350,000		
修繕費	120,000		
水道光熱費	90,000		
諸会費	520,000		
車両燃料費	200,000		
地代家賃	800,000		
リース料	70,000		
保険料	10,000		
租税公課	850,000		
減価償却費	160,000		
雑費	240,000		
租税公課			
雑費			
その他経費計	3,410,000		
管理費計		3,410,000	
経常費用計			10,050,000
当期経常増減額			20,000
III 経常外収益			
1. 経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			20,000
法人税等充当額			
税引後当期正味財産増減額			20,000
前期繰越正味財産額			△ 2,469,135
次期繰越正味財産額			△ 2,449,135